

topics

01

ファミリー・サポート・センター 「提供会員」講習会のお知らせ

あいくる保健福祉課
福祉障がいG

ファミリー・サポート・センターは、子育ての援助を受けたい方（依頼会員）の要望に応じて、子育ての支援をできる方（提供会員）を紹介し、相互の信頼と了解の上で一時的に子どもを預かる会員組織です。

依頼会員の方の要望にお応えするためには、多くの提供会員が必要です。提供会員として活動するには、次の講習会の参加が必要です。子育ての援助活動に興味がある方はぜひご参加ください。

■講習会日時

日程	講習時間	内容
3月11日（火）	9時～12時	事業説明・保育の心と子どもの世話・子どもの遊び
3月12日（水）	9時～12時	子どもの事故と安全・心の発達過程と障がい
3月13日（木）	9時～12時	子どもの身体の発育と健康・栄養と食生活

※日程や講習内容・開催場所が一部変更になる場合があります。

■開催場所 あいくる会議室

■持ち物 筆記用具

■援助活動の内容

- ・保育所や小学校等の開始前、終了後の預かりや送迎 ・保護者の病気や急用の際の預かり
- ・買い物等外出の際の預かり ・その他、会員の育児に関して必要な援助等

■申込方法 3月10日（月）までに、電話（土・日を除く）またはFAX

■受講料 無料

■託児 事前申込み（申込時にご相談ください）

■申込・お問い合わせ あいくる保健福祉課福祉障がいG（☎378～5888 FAX378～5255）

topics

02

4月2日以降に70歳を迎える方は、 病院での窓口負担が変わります

住民課
医療介護G

70歳から74歳の方の窓口負担は、法律上2割になっていますが、これまで特例措置で1割負担となっていました。4月からこの特例措置が見直され、4月2日以降70歳の誕生日を迎える方から窓口負担が2割になります。なお、対象の方にはそれぞれ負担割合を記載した受給者証を送付します。

※一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担になります。

■窓口負担が2割の方

- ・対象者～4月2日以降70歳の誕生日を迎える方（誕生日が昭和19年4月2日以降の方）
- ・2割になる時期～70歳の誕生月の翌月（1日が誕生日の方はその月から）

例）4月2日から5月1日に70歳の誕生日を迎える方は、5月の診療から2割負担になります。

・受給者証送付時期～4月中旬頃から順次誕生月に送付

■窓口負担が1割の方 ※これまで1割負担の方は、今までどおり1割負担です。

- ・対象者～4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方（誕生日が昭和19年4月1日以前の方）
- ・受給者証送付時期～3月中旬頃送付

2月に入り雪が少なく寒い日が続いているのですが、東京では週末に大雪に見舞われ交通網がマヒし大混乱になりました。児童交流で来る多良木町の子どもたちも一日遅れになり、更に熊本県のくまモンがわが町に来る予定がキャンセルになったりと、東京はこんなに雪に弱いのかと改めて感じました。

そんな中、南幌に到着した多良木の子どもたちは元気で、久しぶりに南幌の子どもたちと再会し、喜び会う姿を見ると姉妹町交流を進めて来て良かったと改めて思いました。北海道の冬をスキーや滑り台で遊び、雪まつり等を見学し思い出をたくさん持つてふるさとに帰りました。

また、ジッピイ・ウィンターフェスティバルも開催され、例年よりも多くの方が訪れ楽しんでおられ、特にすり台は子どもたちに喜ばれ歓声があがっていました。スノーモービル・雪合戦・アイスキャンドルや温かい飲み物・食べ物があり南幌の冬を楽しみ、最後にもちつきをして冬のまつりを終了しました。ご協力頂いた観光協会をはじめ青年団・商工会・宝島の会等多くの方々に感謝し、次年度も楽しいイベントを期待しています。



町長ふるさと通信

南幌町長 三好 富士夫

たくさんの方がジッピイを楽しみました

topics

03 国民健康保険からのお知らせ

住民課
医療介護G

- 就職・進学の際には健康保険の手続きを忘れずに！
国保に加入している方で、就職などで新しい健康保険に加入したり、進学のために南幌町から他市町村へ転出する方は国民健康保険の手続きが必要です。
- 就職して勤め先の健康保険に加入した場合
 - ・手続きに必要なもの～勤め先の健康保険証・国保の保険証・印鑑
 - ・手続きを忘れてしまうと～会社の保険と国保の二重に加入することになり、保険税も課税されます。
- 進学のため他市町村へ転出した後も学生用の保険証が必要な場合
 - ・手続きに必要なもの～在学証明書や入学許可証、合格通知書など、住所を移した後も学生であることがわかるもの・国保の保険証・印鑑
 - ・手続きを忘れてしまうと～国保は住所がある市町村で加入することが原則です。手続きをしないまま住所を他市町村に移すと、南幌町の国保の資格を失い、無保険状態になることもあります。
- 納め忘れていませんか？国民健康保険税
保険税は国保に加入している方の医療費や後期高齢者医療・介護保険の大切な財源です。安心して医療や介護を受けられる社会のために保険税は納期限までに納めましょう。
- 保険税を納めないでいると
 - ・健康保険証が短期被保険者証になったり、医療機関での自己負担が10割になる資格証明書になります。
 - ・財産の差し押さえなどの処分を受けます。
- 納付が困難な場合はご相談ください
災害や火災、病気や失業など、やむを得ない事情により納付が困難な場合は、早めにご相談ください。

topics

04 特定健診は受診しましたか？

住民課
医療介護G

- 特定健診受診券の有効期限は、平成26年3月31日までです。これから受診する方は、お早めに医療機関へ予約しましょう。
- 対象者 受診日現在も南幌町国民健康保険に加入している35歳以上の方。ただし、平成25年5月以降に特定健診または人間ドックを受診した方は対象になりません。
 - 健診料 1,000円（特定健診の基本検査料金）
 - 検査項目
問診、身体計測、血圧測定、脂質検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査、貧血検査、心電図検査
※40歳以上の方は、がん検診を追加して受診することができますのであらかじめお申し込みください。
【胃 3,500円、肺 400円、大腸 500円、前立腺（50歳以上）500円】
※お手元に受診券がない方は、役場住民課医療介護Gへご連絡ください。

topics

05 国民年金の保険料が改定されます

住民課
戸籍年金G

平成26年4月から国民年金保険料が改定されます。前納制度や口座振替などによる割引がありますので利用ください。

	現金納付 及び翌月末 の口座振替	当月末の 口座振替	6ヵ月前納		1年前納	
			現金納付	口座振替	現金納付	口座振替
1ヵ月分	15,250円	15,200円 (50円)				
6ヵ月分	91,500円	91,200円 (300円)	90,760円 (740円)	90,460円 (1,040円)		
1年分	183,000円	182,400円 (600円)	181,520円 (1,480円)	180,920円 (2,080円)	179,750円 (3,250円)	179,160円 (3,840円)

※1. () は割引金額です。2. 一部免除されている方の口座振替は翌月末振替のみのご利用となります。
※前納制度についてのお問い合わせは、岩見沢年金事務所国民年金課（☎0126～22～5804）

■年金から天引きされている方

4月以降も年金からの天引きとなり、4月・6月・8月の保険料額は、2月(注)と同額です。また10月以降の保険料額は10月上旬にお知らせします。

(注) 保険料は、前年の所得金額で計算しますが、所得が確定するのは6月のため、4月・6月・8月の保険料は暫定的に2月の保険料と同額になります。

■平成25年4月2日から10月1日までに加入された方

納入通知書や口座振替により納めていましたが、4月より年金からの天引きに変更となります。対象者には4月上旬に「仮徴収額決定通知書」等でお知らせします。

年金から保険料が天引きされている方で、口座振替での納付を希望される方は、申し出により変更することができます。

・申し出の時期により、変更になる時期が異なります。

・すでに口座振替に変更している方は、申し出は不要です。

■上記に当てはまらない方

7月に送付する納入通知書または口座振替による納付になります。(保険料額等によっては、10月より年金からのお支払いに変更になる場合もあります。)

■次の場合は、年金からの天引きにはなりません。(納入通知書または口座振替による納付になります。)

・年金が年額18万円未満の方

・介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計が、介護保険料が天引きされている年金額の半分を超える方

医療技術の進歩により、ペースメーカーや人工関節等を入れても大きな支障がなく日常生活を送ることができる方が増えたことにより、平成26年4月から身体障害者手帳の認定基準が見直されます。(すでに手帳の交付を受けている方の等級に変更はありません。)

■認定基準

区 分		3月まで	4月から
ペースメーカー等を入れた方 (心臓機能障害)		一律1級	1級、3級、4級のいずれかに認定
人工関節等を入れた方 (肢体不自由)	股関節・膝関節	一律4級	4級、5級、7級、非該当のいずれかに認定
	足関節	一律5級	5級、6級、7級、非該当のいずれかに認定

※ペースメーカー等を入れた方(心臓機能障害)については、体内に入れた後に、日常生活活動の制限の程度が改善する可能性があることから、3年以内に再認定を行います。

■経過措置

今回の変更は4月1日以降に申請した方が適用されますが、3月31日までに診断書・意見書が作成された方については、6月30日までに申請すれば従来の基準で認定されます。

広告

「癒しのかで心と体もUP!!」
はあとキラキラマーケット Vol.9

2014年最初のプチキララ! ジュエルデコレ・スイーツデコ作り体験会をはじめ、毎回人気のパワーストーンヒーリング、アニマルコミュニケーション、足もみ、リンパケア☆世界にひとつのハンドメイドアクセサリーや雑貨販売、女性に嬉しいフェイシャル、ボディジュエリー、ハンドマッサージ、ネイル、まつげカール♪などなど...14のキラキラなお店が集合します☆ 事前予約承り中(各メニュー¥500~)

日時 3月23日(日) 10:00~16:00 月曜一度の癒しday
会場 「あいくる」1F あいくるホール 好評開催中♪

☆詳細は、町内の公共施設等でポスターをご覧ください
または、<http://iroiro-orange.jimdo.com/>から。

お問合せ・ご予約は
いろ色サロン 嘉津山 ☎080-5583-7220 ✉kirama.2011@gmail.com

広告

土地建物の名義変更はお済みですか?
相続登記、親から子への生前贈与、離婚の際の財産分与など
不動産の名義変更を怠っていると、面倒な手続き(裁判など)が必要になっていくことがあります。まずは一度ご相談ください。

相談・お見積りは無料です! ご自宅への出張相談も承っております。

Suzukaze Shihō-shoshi Office
司法書士すずかぜ合同事務所
司法書士 大桃 涼輔 司法書士 落合 亮

江別育ちの私が親身に対応!
代表司法書士 大桃 涼輔

無料相談予約
専用ダイヤル ☎0120-380-255
江別市東野幌本町3番地10TSビル2F ◆受付時間 9:00~18:00(土・日・祝定休)
JR野幌駅南口から鉄東線を札幌方向へ徒歩3分